

池田市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、個別訪問等を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2. 緊急耐震重点区域の設定

- 緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域：池田市全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された全ての住宅



(個別訪問地区)

令和元年：北豊島小区実施
 令和2年：池田小区実施
 令和3年：石橋小区実施
 令和4年：呉服小区実施
 令和5年：五月丘小区
 神田小区実施
 令和6年：秦野小区
 緑丘小区実施
 令和7年：石橋南小区
 ほそごう学園区実施

3. 取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。
 なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：令和元年度から令和7年度（7年間）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
AP作成	■							
個別訪問等		普及啓発						

4. 個別訪問等の実施

個別訪問等は下記のとおり行う。

- DM等を活用し、取組期間で個別訪問等を行う。
- リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

5. その他の普及啓発活動

個別訪問等と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 広報誌・ホームページによる周知

6. 関係団体との連携

- 個別訪問等及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取り組む。

7. 実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取り纏め、当該年度末までに市のホームページにて公表する。

池田市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1. 目的

池田市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般市民への周知・普及啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、池田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置付け

アクションプログラムは、池田市耐震改修促進計画に基づき策定する。（アクションプログラムは、池田市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次の計画改正時に計画に位置づけるものとする。）

3. 取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 木造住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施
- ii) 木造住宅の耐震設計および耐震改修費に対する一部補助を実施
- iii) ブロック塀等撤去費に対する一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な周知
 - 令和7年度は石橋南学校区およびほそごう学園区の対象者にDMにて耐震補助制度の啓発を実施。
- ii) 一般市民への周知
 - 耐震改修の必要性の周知を実施
 - 耐震化に関する個別相談会および展示会を実施
 - リーフレットによる制度概要等の周知を実施
- iii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布により耐震改修を促進
 - 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDM等による耐震改修促進を実施
- iv) 改修事業者の技術力向上等 ※府内全域で実施
 - 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施
 - 耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施

令和7年度目標

- 旧耐震の木造住宅に対する
- 耐震診断費補助：20戸
 - 耐震設計費補助：3戸
 - 耐震改修費補助：3戸

- 国・府・市道に接する危険なブロック塀に対する
- ブロック塀撤去費補助：10件

補助実績件数

	耐震			CB塀 撤去
	診断	設計	改修	
R1	20	3	1	16
R2	1	0	0	16
R3	3	0	0	5
R4	5	0	1	6
R5	7	0	0	10
R6	14	2	3	8

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- 令和6年7月26日、市役所6階において「住まいの耐震・リフォームの個別相談会と展示会」を実施
- 秦野小学校区および緑丘小学校区で295件のDM送付
- 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布により耐震改修を促進
- 市広報誌及び市ホームページや市役所1階に設置されている広告モニターにて、補助制度の案内を表示し広報活動を実施
- 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して、電話にて耐震改修促進の案内を実施

前年度（令和6年度）の課題

今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。

改善策

補助制度周知DMの送付など、引き続き各種補助制度を積極的にPRする。